

# 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第17条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤とは、理事のうち週3日以上勤務する者をいう。

(3) 非常勤とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

## (役員等への報酬の支給)

第3条 常勤理事については、この規程の定めるところにより、年額報酬を12で割った月額報酬にして、職員給与規程に準じて毎月一定の時期に支給することができる。

2 非常勤役員等については、役員等としてこの法人の運営又は業務の執行に当たった場合に日を単位として報酬を支給することができる。

## (報酬の基準)

第4条 常勤理事の報酬は年額1,000万円を上限として、理事会の議決により定めるものとする。

2 非常勤役員等の報酬は、1日当たり2万円を上限として評議員の議決により定めるものとし、当該役員等がこの法人の運営又は業務の執行に当たった後、速やかに支給するものとする。

3 評議員に対する報酬の額は、各事業年度において総額50万円を超えてはならない。

## (常勤理事に対する退職慰労金)

第5条 常勤理事の退職に当たっては、理事会の議決により退職慰労金を支給することができる。

2 前項の退職慰労金の額は、退職の前日において適用されていた月額報酬の額に在職期間（1年未満は切り捨てて算定するものとする）を乗じた額を限度として、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

3 常勤理事の退職慰労金は退職後1か月以内に支給する。

## (費用)

第6条 常勤理事には通勤に要する交通費として、通勤手当を支給し、その額の計算方法は別に定める職員給与規程に準ずるものとする。

2 役員等が職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料その他の費用については、その請求に基づき、速やかに費用の弁償を行うものとする。

3 前項の費用の弁償の内交通費及び旅費（宿泊費を含む）については、別に定める旅費規程に基づいて算定した額と、請求額とを比較して低い額を費用弁償額とする。

## (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって認定法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改正)

第8条 この規程の改正は評議員会の議決により行うものとする。

## (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

## 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の公益法人の設立登記の日の前日をもって、「財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター役員給与・退職手当規程」は廃止する。